

東日本大震災・雇用問題Q&A

無料相談
やっています！



Q1：地震で工場が損壊し操業ができないので、修復までの間、休業だといわれました。会社は、「**不可抗力による休業**」だから**賃金は一切支払わない**と言っています。このようなことが許されるのでしょうか？

A1：厚生労働省によれば、地震で工場が損壊し、操業できなくなったような場合は、賃金はもとより、賃金の60%の休業手当も支払わなくてよいとされています。

しかし、地震によって工場が損壊したような場合でも賃金や休業手当を支払うことを定めた**就業規則、労働協約、労使慣行があれば**、会社は、賃金や休業手当を支払う義務があります。賃金や休業手当が支払われない場合、実際に離職していなくとも、雇用保険の失業給付を受け取ることができます。



Q2：会社で作っている製品の**材料や部品**が東北地方から入らなくなったという理由で**休業**になりました。この場合、**賃金や休業手当**はもらえるのでしょうか？

A2：製品の材料や部品の東北地方への依存度にもよりますが、会社が他から材料や部品を入手して**操業を続けることが可能な場合は**、会社は100%の賃金を**支払う義務**があります。

会社が操業できない場合でも、会社は、労働基準法第26条により、**賃金の60%の休業手当**を支払う義務があります。この場合、会社は、支払った休業手当の80%の金額を、雇用調整助成金から支払ってもらうことができます。



Q3：私は、自動車会社の完成車組立工場で、3か月の労働契約を8回更新し、**2年間**働いています。会社は、震災で部品が入らなくなり、操業がペースダウンになるので、**有期労働者**を全員雇止めすると言っています。こんなことが許されるのでしょうか？

A3：有期契約でも2年間も働いていれば、正社員の解雇と同様に、**整理解雇4要件**（①人員削減の必要性 ②雇止め回避義務 ③人選の妥当性 ④説明・協議義務）を守っていなければ、その雇止めは無効です。

操業のペースダウンですから、正社員と期間社員を差別せずに、仕事を分け合ったり、希望退職を募集したりすれば、希望する期間社員の雇用を継続することは十分可能です。

あきらめないで、会社に雇用の継続を要求しましょう！



自由法曹団

〒112-0002

東京都文京区小石川2-3-28DIKマンション

小石川201号

TEL：03-3814-3971

あきらめないで！

雇用を守って地域の復興を！



Q 4 : 私は**派遣社員**ですが、**派遣先**の会社が、震災の影響で仕事がなくなったので**もう会社に出てこなくてよい**と言ってきました。**派遣会社**は、私に**やめてほしい**と言っています。私は、その派遣会社に3か月の有期契約で2年6か月勤めています。このままやめなくてはいけないのでしょうか？



A 4 : 派遣労働者は、派遣先の会社とではなく、派遣会社と労働契約を結んでいます。派遣先が労働者派遣契約を中途解除したからといって、派遣会社は**自動的に派遣労働者を解雇・雇止めできるわけではありません**。また、派遣会社には、派遣労働者のために新たな派遣先を探す義務がありますし、すぐに派遣先が見つからない場合でも、派遣会社は、少なくとも**休業手当**を支払う義務があります。派遣会社が派遣労働者を解雇できるのは、Q 3・A 3 で述べた**整理解雇 4 要件**を満たす時だけです。



Q 6 : 私は、震災の影響で会社の仕事が少なくなったからという理由で、決まっていた**採用内定を取り消され**ました。何とかならないでしょうか？

A 6 : 採用内定により、会社と内定者との間では通常の**労働契約が成立**しています。したがって、Q 3・A 3 で述べた**整理解雇 4 要件**を満たす時しか、内定取消は認められません。

文部科学省や厚生労働省は、経済団体や業界団体等に対して、「**可能な限り予定していた期日に入社できるよう、最大限の配慮をお願い**」しています。

入社後やむを得ず休業させた場合、会社は、支払った休業手当の80%の金額を、雇用調整助成金から支払ってもらうことができます。

粘り強く入社を要求することが重要です。



Q 5 : 地震に伴う津波により本社ごと会社がなくなってしまい、**賃金 1 か月分と退職金が未払い**のままです。あきらめるより仕方がないのでしょか？

A 5 : 会社が倒産した場合、**労働者健康福祉機構**に対して、賃金や退職金の**立替払い**が請求できます。立替払い請求により、**未払賃金・退職金の80%**を支払ってもらうことができます。立替払いの上限額は、45歳以上296万円、30歳以上45歳未満176万円、30歳未満88万円です。厚生労働省は、被災地域の労働者の立替払い請求については、実情を踏まえた迅速な処理をするように、関係県の労働局長に指示しています。